

第2号議案

件 名	平成30年度県立中学校で使用する教科用図書の採択について
提案理由等	<p>平成30年度県立中学校で使用する教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条に基づき、学校ごとに、別紙のとおり、採択しようとするものである。</p>

平成30年度県立宇都宮東高等学校附属中学校で使用する教科用図書一覧

種 目	教科用図書（発行者・書名）
国 語	東京書籍株式会社 新編 新しい国語
書 写	教育出版株式会社 中学書写
社会（地理的分野）	株式会社 帝国書院 社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会（歴史的分野）	東京書籍株式会社 新編 新しい社会 歴史
社会（公民的分野）	東京書籍株式会社 新編 新しい社会 公民
地 図	株式会社 帝国書院 中学校社会科地図
数 学	数研出版株式会社 中学校数学
理 科	株式会社 新興出版社啓林館 未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	株式会社 教育芸術社 中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	株式会社 教育芸術社 中学生の器楽
美 術	日本文教出版株式会社 美 術
保健体育	株式会社 大修館書店 保健体育
技術・家庭(技術分野)	東京書籍株式会社 新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
技術・家庭(家庭分野)	東京書籍株式会社 新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
英 語	教育出版株式会社 ONE WORLD English Course

平成30年度県立佐野高等学校附属中学校で使用する教科用図書一覧

種 目	教科用図書（発行者・書名）
国 語	東京書籍株式会社 新編 新しい国語
書 写	東京書籍株式会社 新編 新しい書写
社会（地理的分野）	株式会社 帝国書院 社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会（歴史的分野）	株式会社 帝国書院 社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社会（公民的分野）	教育出版株式会社 中学社会 公民 とともに生きる
地 図	株式会社 帝国書院 中学校社会科地図
数 学	教育出版株式会社 中学数学
理 科	株式会社 新興出版社啓林館 未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	教育出版株式会社 中学音楽 音楽のおくりもの
音楽（器楽合奏）	教育出版株式会社 中学器楽 音楽のおくりもの
美 術	日本文教出版株式会社 美 術
保健体育	株式会社 学研教育みらい 新・中学保健体育
技術・家庭(技術分野)	東京書籍株式会社 新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
技術・家庭(家庭分野)	教育図書株式会社 新技術・家庭 家庭分野
英 語	株式会社 三省堂 NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition

平成30年度県立矢板東高等学校附属中学校で使用する教科用図書一覧

種 目	教科用図書（発行者・書名）
国 語	東京書籍株式会社 新編 新しい国語
書 写	東京書籍株式会社 新編 新しい書写
社会（地理的分野）	株式会社 帝国書院 社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会（歴史的分野）	東京書籍株式会社 新編 新しい社会 歴史
社会（公民的分野）	日本文教出版株式会社 中学社会 公民的分野
地 図	株式会社 帝国書院 中学校社会科地図
数 学	東京書籍株式会社 新編 新しい数学
理 科	株式会社 新興出版社啓林館 未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	株式会社 教育芸術社 中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	株式会社 教育芸術社 中学生の器楽
美 術	日本文教出版株式会社 美 術
保健体育	株式会社 大修館書店 保健体育
技術・家庭(技術分野)	開隆堂出版株式会社 技術・家庭 (技術分野)
技術・家庭(家庭分野)	開隆堂出版株式会社 技術・家庭 (家庭分野)
英 語	東京書籍株式会社 NEW HORIZON English Course

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（昭和38年12月21日法律第182号）

第3章 採 択

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）

（昭和39年2月3日政令第14号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。